

令和 8 年第 2 回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (6月16日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について	6
議案第 2 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 3 号 岩泉町教育特区学校審議会条例について	11
議案第 4 号 岩泉町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 5 号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財 産の管理に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第 6 号 令和 8 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 2 号)	24
議案第 7 号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	66
議案第 8 号 令和 8 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	67
議案第 9 号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 2 号)	68
議案第 10 号 令和 8 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	70
閉会の宣告	72
署名	73

令和 8 年第 2 回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 5 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 8 年 6 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 8 年 6 月 1 6 日 午後 3 時 1 6 分				
出席及び欠席委員 出席 1 2 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	襲 地 照 夫	○	9	林 崎 寛次郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 1	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 2	三田地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○			
	7	畠 山 昌 典	○			

正副委員長氏名	委 員 長	佐 藤 安 美	副 委 員 長	畠 山 和 英
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	菊 地 利 明
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	—
	教 育 長	裊 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 下 富 也	危機管理課長	佐々木 剛
	教 育 次 長	小野寺 一 徳		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 1 6 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第 1 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第 2 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第 3 号 岩泉町教育特区学校審議会条例について

(4) 議案第 4 号 岩泉町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第 5 号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第 6 号 令和 8 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 2 号)

(7) 議案第 7 号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(8) 議案第 8 号 令和 8 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(9) 議案第 9 号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(10) 議案第 10 号 令和 8 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地泰正君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（三田地泰正君） これより委員長の互選を行います。

お諮りをします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、5番、佐藤安美委員を指名いたします。

佐藤委員長と交代をします。

ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（佐藤安美君） おはようございます。改めまして、ただいまご指名をいただきました佐藤安美でございます。本日の委員会は、条例改正5件、補正予算が5件でございます。慎重審議のほど、また審査の進行について特段のご協力をお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（佐藤安美君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、8番、畠山和英委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いします。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

◎議案第1号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

○委員長（佐藤安美君） これより審査に入ります。

議案第1号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。先日も議会全員協議会の対応、大変ありがとうございました。本日、本定例会最終日になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

本条例は、昨日開催されました町議会議員全員協議会におきましてご説明させていただきましたとおり、町監査委員の報酬額の見直しを行うため改正するものでございます。

まず初めに、3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。最後のページ、3ページになります。これまで監査委員の報酬につきましては、知識経験を年額38万3,000円、議会選出を年額31万円として定めておりましたが、本改正によりまして、代表監査を年額50万4,000円、代表監査以外を年額45万6,000円に見直しするものであります。

2ページにお戻り願います。附則にて、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第1号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合は、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから、またマイクを持って発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様に申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（佐藤安美君） 議案第2号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第2号の職員の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

本条例は、職員の特殊勤務手当に危険鳥獣捕獲等手当を新設するほか、所要の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

まずは、4 ページからの新旧対照表を御覧願います。第2条第4号に危険鳥獣捕獲等手当を追加し、第6条にて危険鳥獣捕獲手当に関する説明を追加してございます。職員が危険鳥獣の捕獲等の作業を行った場合に、作業1日または1回につき5,000円の範囲内で特殊勤務手当として支給するものでございます。詳細については、規則で定めることとしてございます。

また、附則に当分の間の措置として、職員が高病原性鳥インフルエンザその他の家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病であって、規則で定めるものの同条第2項に規定する患畜もしくは同項に規定する疑似患畜またはこれらの死体が所在し、または所在していた畜舎の敷地またはこれに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、当該家畜伝染病の蔓延を防止するための措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当として作業1日につき4,000円の範囲内で支給する規定を追加しております。

最後に、3 ページにお戻り願います。附則にて公布の日から施行し、この条例による改正後の第6条の規定は、令和8年4月1日から適用することとしてございます。

以上で議案第2号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、畠山和英委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） おはようございます。よろしくお願いします。

第6条で、ちょっとご説明していただければと思いますが、まずは危険鳥獣とは何ぞやと。

それから、捕獲するための作業及びその他の作業、これ規則に委ねているのですが、これは規則ではどのようにするおつもりになっているのか、お答えください。

○総務課長（三上義重君） 三上高人秘書人事室長。

○委員長（佐藤安美君） 三上高人秘書人事室長、どうぞ。

○秘書人事室長（三上高人君） お答え申し上げます。

まず、危険鳥獣でございますけれども、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシとなっております。

次の規則で定めるといふ部分のその他といったところでございますけれども、想定している部分としましては、例えばわなの設置もそうなのですが、わなを設置した後に、例えばなのですけれども、それを見回りに行くというか、熊がわなをいじっているから見に来てほしいとか、そういった要請等もございますので、そういったところに赴いて、現地確認といった作業等もこちらの特殊勤務手当に該当するという解釈といたしますか、規定を盛り込む予定でございました。

以上でございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ご説明ですと、今の熊のわなのドラムなんか設置した時の見回り、かからないと2週間程度やるということに対して、それも該当するということですね。分かりました。

それから、2項、1回につき5,000円の範囲内で規則で定めるとなっているのですが、これもご説明ください。

○総務課長（三上義重君） 三上高人秘書人事室長。

○委員長（佐藤安美君） 三上高人秘書人事室長、どうぞ。

○秘書人事室長（三上高人君） お答え申し上げます。

事例も踏まえながら、分かりやすいようにご説明できればなと思ってございます。先日皆様のご記憶にも新しいかと思っておりますけれども、熊が柿の木に居座ったという案件がございましたけれども、例えばその案件についてご説明申し上げますと、職員が花火等で追い払いをしたかと思っておりますけれども、最前線に立ってそういう形で危険を伴う作業を行った場合につきましては、作業1回につき5,000円を支給する予定でございます。

また、先ほど申し上げましたわなの見回りといったところにつきましては、1回につき380円といったところで、こちらは県の規則に準拠する形で制定する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番。

○委員（畠山和英君） 特にこれ以上ないのですけれども、県の規則に準じてやるという、規則はもう既につくっていないのですか。決めるのはまだでしょうけれども、大体、いかがですか。

○総務課長（三上義重君） 三上室長。

○委員長（佐藤安美君） 三上室長、どうぞ。

○秘書人事室長（三上高人君） お答え申し上げます。

規則の案はできておりますので、今回の条例がお認めいただけましたならば、同じタイミングで制定する予定でございます。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 3番、菊池委員、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） 先ほど先輩委員から質問がございましたが、私も6条のところなのですけれども、職員が危険鳥獣に対しての捕獲等に従事するということでありますが、やはりここは偶発的な部分以外は専門的な方のほうがいいのかなというふうには思います。例えば先ほどお話がありましたが、わなの見回りというのも、ここでは総体的に職員の対応も手当も規定しなければならないとは思いますが、やはりその知識を持って行う方のほうがいいかとは思いますが、積極的なわなの見回りとか、そういった部分についての対応についても含めた形なのか、ある意味職員の危険に対する対応のための項目なのか、その部分をお伺いしたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の手当に関しましては、委員もご案内のとおり、実際熊が出れば、猟友会さんとかお手伝いしてもらいながら対応もしてございます。今回の手当は、その際に職員も後方支援なり、あとは周知なり、いろいろ活動のほうでまず出勤しますので、その部分でやっぱり手当というのがないのはどうだろうというのがございまして、これは全国的な動きでございまして、それで岩手県のほう、あるいは盛岡市等でもこの手当のほうなっていますので、この手当をつけたから職員を最前線で行かせるというのではなくて、対応している部分について手当のほうも措置しましょうという部分でございまして、そこをご理解いただければと思います。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第２号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第３号 岩泉町教育特区学校審議会条例について

○委員長（佐藤安美君） 議案第３号 岩泉町教育特区学校審議会条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） それでは、議案第３号 岩泉町教育特区学校審議会条例につきましてご説明いたします。

廃校利活用の一環として、旧大川中学校を活用した通信制高校を民間企業が令和９年度に開校する予定であり、構造改革特区法第１２条第８項の合議制の機関として本審議会を設置する必要があることから、条例制定するものとなります。

それでは、議案の２ページをお開き願います。第１条では、設置に係る根拠を定めております。

第２条では、審議事項を規定しており、第１項では学校教育法で定める学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可または法令の規定に反したとき等に当該校の閉鎖や変更の命令について審議することとしています。第２項では、特区の変更申請に関連する収容定員の変更について審議することとしています。第３項では、毎年

学校が自己評価を行い、その内容について審議するものとなります。第4項では、町の事務局体制等について審議することとしております。

第3条では、審議会の人数、委嘱の対象となる者を定めております。

第4条では、設置委員の任期及び再任について定めております。

3ページを御覧ください。第5条では、会長及び副会長の人数及び役割について定めております。

第6条では、審議会の会議に関する事項を定めております。

第7条では、審議会が必要であると認めるときには、委員以外の者から意見を聞くことができることを定めております。

第8条では、審議会の庶務は、政策推進課において処理することとしております。

第9条では、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

最後に、附則では施行日を公布の日からとし、併せて委員の任期の特例を明記しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審査につきましてよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） まず、条例からお尋ねしますと申しましょうか、内容を教えていただければと思いますが、よく分からないところがいっぱいあるのですけれども、この法に基づいて、認可とか、そういうのはもう既になっているのですか。これは、そうではなくて、審議会とかここら、国のほうだから、これ既にもう認可になっているのですか、学校は。それについて、まず確認します。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田勝磨政策推進室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田勝磨政策推進室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） お答えいたします。

こちらの特区につきましては、令和8年1月9日付で内閣府に申請いたしまして、同

年3月27日付で認定を受けております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） そうしますと、学則とか、そういうのも出ているのですよね。つくっている、あるということで、これについてもご説明ください。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 学則につきましては、特区申請の時点で案として提出しております。なので、これから審議会条例がお認めいただけましたらば、規則を新たに制定いたしまして、そちらで学則についてなど審議する内容を求めるというものになります。なので、現時点では案というもので学則ができております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 第2条の4号で、町の事務局体制とありますが、町の事務局体制はどのように考えているのでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 町の事務局体制につきまして、政策推進課政策推進室を主な事務局としております。そして、学識というか、高校教育に関する職員が政策推進課におりませんので、外部の高等学校を経験した方を新たに非常勤として任用したいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） そうすれば、政策推進課にいる室の職員と、今ご答弁あった方での体制、それでやると。

第3条の2項、委嘱する人なのですが、大体今はどのような方を、どのようなというか、この項目、この区分でやるのでしょうか、想定はどのように委嘱しようとしているのかお答えください。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） では、第1号の教育関係者といたしまして、岩泉町教育委員の方を考えております。また、高等学校の校長先生を考えております。

続いて、第2号の地域代表者として、大川地区の地域の代表の方を委嘱しようと考えております。

そして、第3号の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者として、文部科学省で教育に関することをしていた方と、岩手県立大学の先生を考えております。

第4号で、会計に関し学識経験を有する者として、税理士の方をお願いしようと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） それでは、昨日もご説明がありました学校設置に当たるこの内容について、ここでお尋ねします。

この特区学校誘致、ここにこぎ着けたご努力に対しては敬意を表します。また、これからこの方向に向けて、ぜひ町のため、地域のためにやっていただければなというふうに思っています。

それでは、何点か確認させてください。まず、株式会社がこの学校経営をやるのですね。この特区、あるいはもう熊本に既にありますので、この会社はもう間違いないところ、間違いというか、やれる会社だとは思いますが、これについての一般的にやれば企業誘致も含めてのリサーチ、どういう会社で、どういう組織で、これ大丈夫なのかなと、そういう調査、それはやっていますよね。そして、それは大丈夫とか、それにお答えください。大丈夫というか、その内容についてお答えしていただければと思います。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 会社の状況なのですが、過去3年分の財務諸表の提出を

求めておりまして、そちらを審査させていただきました。審査する内容といたしましては、学校が開校してから1年間、学校を運営するだけの資金があるか、借入状況などを審査させていただきました。こちらについても、内閣府を通じて文科省などにも審査していただいておりますので、現時点では運営できる体力はあるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） もう少し確認させてください。私の一般質問でのご答弁で、多様な体験学習を通じた地域住民や高校生と社会的あるいは文化的な交流を進めると、そういう意味でも、これを地域の、ひいては地域の振興まではいかない、発展に、活性化に向けてということだろうと思います。その中で、ぜひその方向で持っていければいいと思うのですが、地域でこれに学校、今も町立学校はありますけれども、地域が関わって学校運営をやりましょうと、今こういう世の中ではありますが、大川地域あるいは大川地域の住民が、この学校からはどんなことをやってほしいのかなとか、地域は学校側から見てもどうやってほしいか、望んでいるのかなというふうなこともあるのです。それにやっぱりどこまでやれるというのはあるのですけれども、地域の体力とかいろいろありますので、どこまでやっていいかもありますので、そこらはどのようにお考えですか。考えているというか、思っていますか。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 地域との関わりにつきましては、想定というか、学校側との意見交換の中では、大川地区の農業をやっている方との課外授業で、そこでこうやって野菜はできるのだよという、そういった取組だったりとか、まき割りだったりとか、地域の営み、生活に触れるような体験をしていただくと。それがあわよくばといいますか、スクーリング以外でもこっちに来ていただいて、また一人でも岩泉町に来て、自分の学びを続けていただくということも想定しております。現に山都町の一ツ葉高校でも、そういう学生さんが行って、スクーリングとは別に、その地域の方のところに行って、1人で来て地域の方と交流をしているという例も教えていただきましたので、そういった地域との関わりというのができればいいなというふうに今考えております。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） そうですね。そのようになれば、そうやってほしいし、ぜひそのように向けていければと思います。

さっきちょっと聞き忘れました。教員の5名、これは常駐ということで昨日のお答えでしたけれども、これはそのとおりでいいですね。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 常勤の5名につきましては、岩泉町に在住する者と考えております。

常勤の考え方なのですが、週20時間以上勤務するというような要件になりますので、5日間いない可能性もありますが、例えば7時間の3日間なども想定されます。なので、1週間のうちで20時間以上滞在する方を常勤というように国では見なしております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 先ほど課長が答えた答弁にも関連しますが、引き続きスクーリング、春と冬で2回ですか。各回4泊5日程度やるということでした、そのうちの1泊2日程度は、この地域の自然と関わったものも考えていきたいということでありました。いいことですので、ぜひ進めてほしいわけではありますが、そうした中で、やっぱり一気に40人来ますと、宿泊場所というのがありますので、やっぱりホテルしかないのかなというのが最初はあるかと思いますが、その中で1泊2日、あるいは地域と関わるために七滝広場とか校舎を使った、最初からは行かないかもしれないですけども、やっぱりそこでキャンプとか合宿みたいな、そういうのもやれるのかどうか。ここで私が言う話ではないかもしれませんが、そういうのも地域と関わるためにやっぱり組み入れて、カリキュラムに入れてやっていただければなとは思っています。

自然とか地域に、学校が今なくなったところに通信教育であれ、学校が来るということですので、やっぱりこれはいい方向にぜひ町としても、地域としても持っていければなというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） やっぱ大川といえば大川七滝、そこにキャンプ場、それから雄大な景色があるわけですけども、一ツ葉高校の話があった当時から、学生さんが来て大川七滝広場でキャンプができないかという話がありました。ぜひそういう方向もできればよいなと思っております。あとは、地域の人たちがどこまでサポートしていただけるかというところもありますので、まずせつかく大川に来ていただけるので、大川地区の魅力を存分に体感していただけるようなところは、学校側とも協議をして取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 繰り返しもなりますけれども、学校が来てよかったとか、にぎわいが少しでも出るというか、学校が復活したなとか、こういうふうなことでなっていけばいいかなと、そんなように思っております。そういうことで期待をしておりますので、ぜひそういうふうになる方向に持っていければなと思いますので、よろしくお願いします。これでこの件は終わります。

○委員長（佐藤安美君） 11番、三田地泰正委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 一ツ葉高等学校、岩泉高校、非常に降って湧いたような新しい教育の在り方だとは思いますが、それでいわゆる審議会そのものが評価した結果を学校には報告するということになっているのですが、岩泉高校の学校運営なり審議会等の内容なり、いわゆる評価の内容等々、議会にも報告すべきだと思うのですが、そういうお考えがあるのかお伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 議会にも報告をしたいと考えております。恐らく議会全員協議会のようなところで報告をさせていただきたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） 3番、菊池委員、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） この組織といいますか、合議制の機関を設置するということでの条例というふうにお聞きしているところでございます。それで、合議制であれば、大川中学校の校舎を利用するというところでございます。そうしますと、昨日もお聞きしましたが、施設の修繕という部分についてはきちとした形でお迎えをするというようなことが、教育施設ですので、必要ではないかなというふうに思っておりますが、現状の状

況でお貸しするのか、そういうところをちょっとお伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 今回に至った経緯といたしましては、廃校舎利活用の募集をかけていたのです、4年前に公募制という形で。その条件の中には、現状のままお貸しするということをうたっていますけれども、今回町ができること、それから学校側が望むところが一致しましたので、必要最小限の修繕はさせていただきます。

お迎えというお話もありましたが、確かに誘致企業扱いなのでお迎えなのですから、学校とはいえ一企業なのです。株式会社ということで、やはり営利を目的とする会社が教育のところに入ってくるというところでありますので、私どもでは必要最小限の修繕でいきたいと、学校側、会社側もそれで構わないというところで合意しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） 3番、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） それで、旧大川中学校の校舎を活用したということで、必要最低限の修繕はしてお貸しするということですが、もしそういう現状ということでありましたら、これは一つの案でございますけれども、非常に老朽化しているというのを聞きしております。それであれば、町内の閉校した施設、そういったところも部分的に併せて活用の、現地学習というような部分で、例えばほかの施設、ほかの地区の閉校している施設も併せて利用する、いいところを利用すると、そして進めるという方法もあるのではないかなというふうには思いますが、もしその他の学校という部分についてもお考えかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） ただいまのご提案もありかなと思いますけれども、今学校側と意見交換といいますか、聞いている範囲では、やはり大川中学校のみでということで、やっぱり移動だったり、勉強しに来ておりますので、地域全体を見ていただきたいとかというのはあるのですけれども、やっぱり勉強に来ていたので、大川中学校で集中してスクーリングを行っていただきたいというのが学校側の考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第３号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第４号 岩泉町火入れに関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○委員長（佐藤安美君） 議案第４号 岩泉町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、議案第４号 岩泉町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、森林または森林の周囲１キロの範囲における火入れに関し、森林法に基づく許可の手続、その他必要な事項を定めたものでございます。今般、令和７年に大船渡市等で発生した大規模林野火災を踏まえ、国で検討された林野火災注意報、警報が消防庁で制度化し、宮古地区広域行政組合でも火災予防条例の改正が行われ、令和８年１月１日から運用されております。このことから、本条例においても火入れの中止要件に林野火災に関する注意報を追加し、改正しようとするものでございます。

それでは、３ページ、参考資料の新旧対照表を御覧願います。第１０条第１項、火入れの中止において、林野火災注意報を追加し、追加した内容で中止の要件を４項目明記す

るとともに、第2項では火入れ中であっても中止要件4項目に該当するときは速やかに消火を規定しております。

2ページにお戻り願います。附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 非常に分かりやすいというか、当たり前の条例のような気がするのですが、問題はいわゆるこの条例の内容を町民に常日頃どのようにして浸透させるか、これが私は大事だと思うのです。強くこの条例の内容が町民に伝わるような方法を何か新たに考えているのか、お伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） この条例につきましては、大体使っている方、町内で1名ぐらいの方が常に火入れの届出をされているような方がございます。委員の懸念されている部分については、あちこちで火を起こしながら、たき火等されている部分が懸念されている部分ではないかなというふうに考えてございますけれども、またその内容とこの条例の部分はちょっと違う部分がございます、森林火災だったりとか、あとはそういったいろんな畑の害虫を殺すとか、そういった部分での運用になってきてございますので、これについては適正な森林法に基づく手続等は、こういう形で手続をしてくださいねというような周知は我々もしてまいりましたし、今後もしてまいりますけれども、それとは別に火災につながるような火入れ等をやめてくださいというような注意啓発というのは、また別途役場のほうでは実施してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（佐藤安美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで席替えを行います。

◎議案第5号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受け
ない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する
条例について

○委員長（佐藤安美君） 議案第5号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日吉理地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） それでは、議案第5号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、本条例の引用法令であります道路法施行令が改正され、防災機能の強化や脱炭素化の目的とした許可施設が追加されておりまして、岩手県におきましても一部改正がなされております。本条例につきましては、これまでも県の条例に準拠したような形で改正を行ってきておりますことから、今回も同様に所要の整備を図るものでございます。

それでは、5ページの参考資料、新旧対照表を御覧ください。今回の一部改正は、占用物件の新設に伴う改正となります。改正後の別表第2条関係の占用物件に、政令第7条第12号に掲げる器具及び政令第7条14号及び15号に掲げる施設を追加しております。

占用物件政令第7条12号に掲げる器具は、道路区域内の地面に設ける自転車ですとか原付二輪車などを駐輪させるために車止めになるようなものとなります。それから、同条第14号に掲げる施設は、道路附属物の、いわゆる駐車場に水素を供給する施設、いわゆる水素ステーションと言われているものになります、こちらの施設になります。同条第15号に掲げる施設につきましては、自転車駐車場に設ける備蓄倉庫ですとか非常用電気等を供給する施設、災害応急対策に必要であると認められるような施設というふうなものになっております。

また、6ページのほうを御覧いただきますと、道路法の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例になりますけれども、こちらのほうも同様の施設を追加するというものになります。

4ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は施行期日を令和8年7月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 今回は、いわゆる法の適用を受けない中身についての説明だったのですが、法の適用を受けるための手続をするにはどういう手続が必要なのかお伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 日吉地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 道路法の適用を受けない公共用財産というのは、いわゆる赤線ですとかといったものになりますので、道路法の適用を受けない、いわゆる里道というふうなものを一応条例上制定しているというふうなことになります。ですので、そういったところに水素ステーションですとか車、先ほどの自転車駐輪場の器具をつけるというケースはほぼないかとは思われますが、道路として使われているというふうなことがございますので、同様に改正をするというふうな中身になります。ですので、法の適用を受けないというものは、先ほど説明したとおり、赤線のような、赤線のようなというか、赤線という里道のところの長狭物というふうなものになります。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） それで、受けるために、いわゆる窓口というか、どういうところに行って許可を受けるための手続するのか。これは、いわゆる行政が関わることと、警察なのだから、道路法だからあるようだが、これは許可を受けるためには、どういう場所に行って、どういう手続をしたらいいのかお伺いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 佐藤育男地域整備室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐藤育男地域整備室長、どうぞ。

○地域整備室長（佐藤育男君） お答えします。

道路法の適用を受ける分に関しては、各道路管理者、国道であれば直轄国道ありますし、県で管理する3桁の数字の国道ありますが、そちらになります。あとは、県道であれば岩手県の土木センターとかになりますし、町道であれば岩泉町になります。そして、道路法の適用を受けない公共用財産というのは、岩泉町内であれば岩泉町が大分前に国有財産を大半無償で譲渡されておるような状況がありますので、譲渡を受けているものにつきましては、岩泉町がこれを許可するような形になります。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで換気のため11時5分まで休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前１１時０５分）

○委員長（佐藤安美君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。
これより審査に戻ります。

◎議案第６号 令和８年度岩泉町一般会計補正予算（第２号）

○委員長（佐藤安美君） 議案第６号 令和８年度岩泉町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第６号 令和８年度岩泉町一般会計補正予算（第２号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、町長の所信表明演述にもございます「岩泉町ならチャレンジできる」環境づくりに向けまして、令和８年度において新たに取り組む事業のほか、国及び県の補助事業の交付決定等に伴うものなど、早期の対応を要する事業について追加の予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。なお、別冊のつづりとしてお配りしております令和８年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課からの説明がございますので、ここではそのほかの主な補正予算項目をご説明させていただきます。

まずは、11ページを御覧願います。11ページ、２款１項６目企画費、18節に自治総合センターコミュニティ助成金で250万円を計上しております。今年度、東三本松自治会における備品購入事業が採択を受けたことから予算計上するものであります。

次のページ、12ページを御覧願います。３款２項３目児童福祉施設費、17節にこども園用備品購入で490万5,000円を計上しています。これは、いわいずみこども園のスチームコンベクションオープンを購入するものでございます。

続きまして、次の13ページを御覧願います。５款１項４目畜産業費、14節に小本堆肥センター照明設備改修工事で269万3,000円を計上しています。これは、小本堆肥センターの照明をＬＥＤ化改修するものでございます。なお、今回の補正におきましては、13施設をＬＥＤ化改修するため、総額2,315万7,000円の増額計上をお願いしてございます。

同じく14節に簡易堆肥舎設置工事で182万6,000円を計上しています。これは、小川堆肥センターに完熟堆肥の完成品置場として簡易堆肥舎を整備するものでございます。

次の14ページを御覧願います。6款1項1目商工総務費、14節に道の駅防犯カメラ設置工事248万6,000円を計上しています。これは、道の駅いわいずみ及び三田貝分校の駐車場の防犯対策として設置するものでございます。

次に、16ページを御覧願います。9款2項2目、同じく3項2目のそれぞれ教育振興費ですが、17節にGIGAスクール端末購入で、それぞれ330万2,000円、215万8,000円を増額計上してございます。これは、半導体不足に伴いまして、県が実施する共同調達におきまして端末価格が高騰しているため、これに対応するための増額計上をお願いするものであります。

以上が歳出の説明となっています。

続きまして、歳入になりますが、8ページにお戻り願います。8ページ下段になりますが、15款2項1目総務費県補助金で地域経営推進費事業731万5,000円を計上しています。これは、申請を行っておりました4事業において補助金の交付が決定となりましたので、予算化するものでございます。同じく6目教育費県補助金で、学校給食費支援事業1,367万円を計上しています。これは、本年4月から子育て支援を目的として、小学校児童の学校給食に係る食材費分として交付されるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、地方債補正を説明申し上げます。5ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。4つの起債の種別について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を7億9,000万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。11ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費に入ります。

ここで新規事業の説明を求めます。佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） それでは、補正予算新規事業概要説明をさせていただきます。

2ページをお開き願います。事業名は、地域力創造アドバイザー活用事業です。

事業の目的は、仕事を起点とし、地域経済の活性化を図ることで、安心、未来へと波及する持続可能なまちづくりを推進するために行います。

次に、事業概要ですが、総務省が登録している地域力創造のための地域力創造アドバイザーを活用し、特に若者が地域に残る、または戻ってきて起業等へ挑戦できる環境づくり等を具現化するものであります。

主な内容としましては、未来会議、若者ワークショップの実施、地元事業者、若手農業者を巻き込んだネットワークの構築。空き店舗活用施策としましては、起業家や中高生とも連携したチャレンジ店舗の企画でございます。

事業費は610万円。外部専門家は、昨日議論させていただきました、すみません、名前がありませんが、森田みか氏を専門家として招く、アドバイザーとして招くという予定でおります。

特記事項の2のところで、財源につきましては、特別交付税を予定しております。

事業費につきましても記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐藤安美君） 説明が終わりました。

2款1項総務管理費、質疑はありませんか。

1番、大山委員、どうぞ。

○委員（大山幸真君） 昨日も地域力創造アドバイザー活用事業に関して様々質問をさせていただいたところございますが、ちょっと聞き漏らしたところが1点ございましたので、再度確認をさせていただきたいと思います。

今回本事業に関して、森田氏がアドバイザーとしてご協力いただけるということなのですが、森田氏以外にもご協力いただける企業だったり人材がいるかどうか、も

しくはそういった想定がされるかどうか、お尋ねいたします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 佐藤哲夫総括室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐藤哲夫総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長（佐藤哲夫君） お答えいたします。

今回森田さんがアドバイザーとして中心となって活動していただくのですが、いろいろ活動していく中で、内容に関連する専門家を連れてきて、一緒に活動するということもこの制度として認められております。こちらにつきましては、特定の方とか、あと何人とかというのは、まだ具体的にはこれからいろいろ話をしながらというところで、その取組に応じた専門家を補助員という形で連れてくるというようなことで考えております。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） アドバイザー活用事業、いわゆる未来会議というか、ソフトな部分のように感じるのですが、問題は、若者のワークショップ等をやられるというのですが、あらかじめ地元の事業者や若手農業者や移住希望者等々の把握というか、意向をどのようになされたのかお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 佐藤哲夫総括室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐藤総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長（佐藤哲夫君） 未来会議とかワークショップのメンバーといいますか、そういった部分につきましては、これからいろいろお声がけをしていくというようところで考えています。例えば広報でもいいですし、あるいは今活動している若者の方だったり、団体であったり、そういった関係者を通じながら、関心のある住民の方に広くアプローチをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） そう簡単にはいかないと思うのですが、そこで一応計画では3年間を予定していると。ただ、高校生あたりは卒業して、いなくなったりするわけだ。その人たちも何とかこの事業に残るようにしてもらえれば非常にいい事業だと思うのですが。問題は、人数的にはどのぐらい参加しそうな見込みですか、今の状況で。この事業に対して、当局の見通しについてお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 佐藤総括室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐藤総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長（佐藤哲夫君） 今具体的に人数の想定をきちんと決めているわけではないのですけれども、例えばワークショップを進めるに当たっては、グループごとに5人ずつ5グループとか、そういったアドバイザーが対応できる人数というのがあると思いますので、その辺は今回お願いする森田さんとも相談しながら、ちょっと人数の設定はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐藤安美君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 私は、6目の12節。地域おこし協力隊の受入事業者委託料がここ
に上がってきています。この受入れ事業者はどこでしょうか。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 予定している受入れ事業者は2社ございまして、1社は株式会社岩泉総合観光、もう一社は株式会社TOMUSHI岩泉でございます。

○委員長（佐藤安美君） 7番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） この地域おこし協力隊の事業者受入れは、今までも数社で行っていると思います。3年たって、ずっとその受入れ事業者のところで従事している方が何人いらっしゃるかと教えてください。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 3年間で全うした協力隊は1名でございます。それから、3年目に入っている協力隊が1名おります。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 7番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 総数は何人でしょうか。そのうちの1名ずつだということで、そして3年を全うした方が今でも従事しているのかどうかということも併せて伺います。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） ちょっとすみません、お時間をいただいて、今正確な数をお答えいたしますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐藤安美君） 7番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） すみません、簡単にすぐ分かるかなと思って聞きましたけれども、何を言いたかったかという、受入れ事業者のところで地域おこし協力隊員として従事して、そして理想とすれば同じところでずっと働き続けて、そして移住、定住してもらうというのが岩泉町にとっても非常にいいことで、この地域おこし協力隊の事業受入れの目標とするところだと思うのです。そうないない現状があったとすれば、例えば3年間、その事業所としては給料払わなくていいというふうな感じになりますよね、正直なところ。そういった形で、地域おこし協力隊員を事業所受入れしているケースがあるのではないかなと。それは、岩泉町にとって移住、定住を促進させていくのには適切なことなのかどうかというのは、町当局ではどういうふうに認識しているのかを伺いたくて伺っています。よろしくお願いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 委員がお話ししたとおり、私も同感ですが、しかし一方では制度をうまく活用して、岩泉町も取り組んでいきたいという思いもあって、今までも様々事業所受入れをしてきたわけですが、その点については事業所の人件費削減といえますか、のためだけの協力隊の受入れというのは、やっぱり避けてといえますか、考え方を見直していきたいというのは私も同感です。なので、やはり地域おこし協力隊というのは要綱の中でも、住民との信頼関係を築いていくことが大事だということと、地域への定住、定着を図る取組であることに鑑み、服務規律、活動規律の確保を十分に図る必要があるということで、やっぱり地域との関わりがなくて、企業でただただ働いてというのは、地域おこし協力隊としてはふさわしくないと思っておりますので、これについては今後も受入れ事業者の方ともしっかりと認識を新たにしまして、受入れの際には確認をして、それから採用、委嘱ということに努めてまいります。

○委員長（佐藤安美君） 7番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。私も事業に関して、例えば地域おこし協力隊、3年間ここに従事してもらって、3年間の国の制度をうまく利用したやり方というのも否定するものではありません。

ただ、やはり考え方として、移住して定住してもらうためには、やはりそこで培った技術あるいは知識とかをずっと岩泉町にとどまりながら発揮していただくのがこの制度

を利用した、いい施策になっていくのではないかなと思ひまして質問しました。これからはそういった事業者、あるいは事業受入れではなくても、しっかりとした考え方を持って、本当に岩泉町が好きで移住して定住したいのだと、岩泉町で暮らしたいのだという方をしっかりと見極めた上での採用というのもこれから、今までもやってきたとは思ひうのですけれども、よろしくお願ひをいたしまして、要望といたします。何かご意見があればお願ひします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） おっしゃるとおりでございまして、やはり最近も地域おこし協力隊の方がエントリーをして面接、私も面接官として携わっていますけれども、やっぱりふさわしくないなと思ひた人は落としています。やっぱりここは、応募したから誰でも採って、100人採れば誰か当たるだろうとか、そんな失礼な地域おこし協力隊の採用はあつてはならないと。その方にも失礼ですし、町民の皆さんも苦しむということで、やっぱり入り口のところで、面接のときにしっかりと面接して、そういった取組はしておりますし、3年間が最高の使える期間なのです、協力隊は。だけれども、それが独り歩きで、もう3年間保障されたようなふうにも私たちも含め思ひているのですけれども、そうではなくて、委嘱期間から年度末までが委嘱の期間であると。それを更新して3年間なのだというところで、今年度当初も、私も各課長たちに、やっぱり年度更新の際には本当にふさわしい協力隊かどうかを見極めて、それから更新をしましょうということで、そういった点では地域の皆さんの視線も厳しくなっておりますので、それを管理、指導するのは、やっぱり私たち町当局だと思ひますので、そういった点に氣をつけて取り組んでまいります。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「答弁保留を」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 答弁保留、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） これまでの受入れ事業者の企業数は6社、6事業者になります。3年間を全うした人は1人いらっしゃいましたが、今現在はゼロ人です。

答弁保留の答弁とさせていただきます。

○委員長（佐藤安美君） 7番委員、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ただいまの件でもありますけれども、課長、やっぱりいいですよ、今のことで運用していったほうがいいなと思います。まず、面接で駄目だと思ったら、やっぱりこれは今のよう、全員応募、エントリーした人、来た人全部、今までは採ったのですよね、最初の頃は。ぜひやっぱりその方針でやってもらって、そして3年間は、これは約束された事項ではないです。そして、1年ずつやっていった、そして駄目であれば、これは2年でストップもあると思います。

それから、逆に今は制度が変わって、起業とか、それらに結びつくのであれば2年まで延ばすと、延長することもできるということです、そういう人がいれば、やっぱりその起業なり産業振興に向けて、やっぱりやってほしいなと思います。今のご答弁聞いて、ぜひその運用でお願いしたいなと思います。

やっぱり地域おこし協力隊、いい制度です。岩泉町もこれはかなり移住、定住まで、前に聞いたら50人今までやっていて、途中リタイアではないですけども、途中やめた人もいますけれども、大体5割はここに残っているのです、いろんな方が。途中でやめた人もいっぱいいますけれども。そうした中で、今の事業所のメニューもいいことですので、そういうことでやっぱりそうはいつでもこの制度はいい、やっぱりこれをうまく利用しなければならないと。

ただ、私も一般質問でも触れました、一部について。やっぱりそれは、しっかり担当課なり役場の長がすることになっているのです。この人は、ちゃんとエントリーではなくて、計画どおりそれが実行されているかと。それがまだすっかり町の担当する人たちが管理しているのかなと思ったりも感じます。そういうことをぜひそのように進めて、いい制度なので、これを運用で、やっぱりこの方向が違っている、そういう人が地域住民から「あれなんだや」と言われるような人はつくらないと。地域から信頼されて、やっぱりやる人だというふうなことで、ぜひやってほしいなと思います。

今の答弁よかったです。私も同じ意見ですので、ぜひその運用を、間違ったら駄目で

す。いい制度です。こういうのをどんどん総務省のをいっぱい使っていくと。今の質問が出たアドバイザー制度もそうです、総務省のをどんどん使っていくと。ただ、運用を間違ったら駄目だ。その嫌いがどんどん見えてきた。ぜひそれをお願いします。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） 地域おこし協力隊のお話が出ましたので、私からもお話というか、質問をさせていただければと思います。

まず、現状13名協力隊員がいる中で、複数名受入れ事業型の受入れということで着任されていますけれども、実情を見ますと、やはり着任をしてからなかなかうまく事業側とやれていなくて、退任された方も実際としてはいらっしゃる。今も、現在活動中の中でも、なかなか事業者側とうまくコンセンサスを取れずに活動されている方も見受けられております。

この一つの課題としては、受け入れる側の事業者側がどういうふうに協力隊制度を活用していくのか。例えば報償費の在り方、あとは活動費の使い方、個人とはまた異なる使い方になるかと思うのですが、受け入れるに当たって、この受入れ事業者と執行部側でどういった取決めだったりとか、ルールのお話をされているかどうかお尋ねいたします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田勝磨政策推進室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 受入れ事業者との取決めなのですが、まず今年度からちょっと見直しを図っておりまして、募集時点で会社の福利厚生であったり給与等、そちらのほうを明示していただくことにしております。こちらイメージとしては、求人票をイメージしていただければと思っております。そちらについて明示していただいて、しっかりとした運用ができるのかというのを町のほうでも確認し、そして事業者のほうにもその内容を、町の事業者受入れ型である部分につきまして、活動費であったりとか報償費であったりとかの説明はしているところです。ですが、残念ながらミスマッチなどが生じ、任期途中で今年度になってから退任された隊員の方もいらっしゃるというのが事実でございます。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） 4 月に着任をされて、もう途中で退任された方もいらっしゃるということで、私も地域おこし協力隊制度を活用した身としては非常に残念な思いであります。なので、やはり今後、今年度中にもしっかりとそのルール決めだったりとか、事業者側としてどういうふうなスタンスで協力隊を受け入れていけばいいかという、そういったところのしっかりとしたルール決めというのは、要望としてお願いしたいと思っています。

関連になるかと思うのですが、この地域おこし協力隊なのではございますが、事業所受入れで事業者だけでなく、受け入れる側として、岩泉町においては KEEN ALLIANCE という非常に有効な組織もあるのですが、個人事業主型の場合ですと、KEEN ALLIANCE 様が非常にサポートをしてくださっているのですが、事業者側と KEEN ALLIANCE の関わり方というのはございますでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 事業者側の受入れに際しまして、中間事業者である KEEN ALLIANCE との関係なのですが、個人事業主型と同様に KEEN ALLIANCE のほうで事業者と調整をしてくださっているというのがございます。そして、町のほうでも受け入れられた地域おこし協力隊員と面談等をしておりまして、隊員と、そして受入れ事業者とも担当課では連携を密にしているといった認識であります。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） ということでございます。

最後、要望ではありますけれども、先ほど委員からもありましたように、この制度は非常に有効な手だてかと思うのですが、逆を取れば悪用も可能だということなのではございますが、1 つこの制度を活用した身としてお話をさせていただきたいのですが、やはり岩泉町にどれだけ思いを持って岩泉のために活動して定住していけるか、そういった人材をしっかりと選んでいく、そこが KEEN ALLIANCE だったりとか、執行部の皆様にかかっている部分ではあると思うのですが、その一方で、やはりこの制度を、

要はUターンをするための一つの手段として、例えば地域の方が地域おこし協力隊の制度を使ってUターンすればいいのではないかと、そういった、言わば……ちょっと言葉は見つかりませんが、地域の方がこの制度を使って、いわゆる口利きのような形で制度を活用するということも想定としてはあるかと思しますので、そこはしっかりと、誰かが「この人を受け入れてくれ」、「だから受け入れた」とかではなく、そこは精査していただいて、しっかりと制度づくりを、もう何年もやっている事業ではありますので、しっかりとしたルールづけだったりとかを行っていただければと思いますので、要望で終わりたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） 12番、三田地久志委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 地域力創造アドバイザーのところにちょっと戻らせていただいてお尋ねしますが、想定人数というか、何人ぐらいを想定しているのか、募集というか、対象者はいかがでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 章君） 佐藤哲夫総括室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐藤総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長（佐藤哲夫君） すみません、ちょっと確認なのですが、その人数というのは、参加者……

〔「岩泉町だったら何名とかという感じ」と言う人あり〕

○政策推進課総括室長（佐藤哲夫君） 分かりました、すみません。

ちょっと先ほどの11番委員への答弁とかぶるかもしれませんが、若者と、あと地域で活動している団体だったり農業者とかというのは、1つは仕事づくりというところで1次産業、魅力のある農林水産業をどうするかというような、そういうテーマをいろいろ設定していくと思いますので、その中で興味があるというか、利害関係となる方を選定しながら、そこはちょっとアドバイザーの方とも相談しながら進めていきたいというふうに考えておりました。

○委員長（佐藤安美君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） そうすると、今の説明だと、農業者でも若者に限らないよ、それから団体でも若者に限らないよという考え方でいいわけでしょうか。シニアであつても構わないよと。では、それを今の話だと選定することだったので、事務局側で

その方を、希望があつて手を挙げたとしても、手挙げ方式で募集しても外れるということもあるということなののでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 章君） 佐藤総括室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐藤総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長（佐藤哲夫君） 若者というフレーズというか、言葉がちよつと前面に出てきましたけれども、そこは事業所をやっている方で、若い方であれば、当然この先というところもあると思うのですけれども、業種によっては若者でなくても、今生懸命頑張っていらっしゃる方とかというのたくさんいらっしゃると思いますので、その辺は柔軟にといいますか、選定というかはしていきたいと考えております。

○委員長（佐藤安美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

3款2項に入る前に、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。ここは、株式会社岩泉きのこ産業、株式会社岩泉総合観光も含みます。質疑はありませんか。

1番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） 総合観光についてお伺いいたします。

先ほどの地域力創造アドバイザー事業にも関連していくのですが、昨年私が地域力創造アドバイザーの森田氏と連携をさせていただいて、様々プラン造成に携わらせていただいたのですが、実際総合観光、龍泉洞ホテルとそのプランの造成をしたのですが、なかなかこの結果が出ていない、またそのプランが実際に売り出されないという現状があるのですが、このアドバイザー事業に関しても、どのように行ったことに対して実現性があるか、はたまた去年行った事業に対して、ホテル側がプランをどのように今後考えているかお尋ねいたします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

昨年度官公庁の事業で、商品造成の件で、仕事人倶楽部の事業として商品化のほうを実施いたしました。現在は、その商品がモニターとしては好評だったということで、

営業のほうに、首都圏のほうに今展開しているという状況なのですが、責任者を配置してございますけれども、エージェントさんのほうから実績としてまだ上がっていない状況ですので、総合観光の職員の責任者の下で、今後さらに強化していくというような話でお伺いしておりますので、今後そちらのほうを実績が出るようにちょっと期待してはいるところでございます。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） ということでございますが、ホテル側もやはりなかなか集客が芳しくない。これから新しい滞在型のプランもつくっていききたいという方針の下、行った事業ではあると思いますので、しっかりそこは補助事業でやっただけではなくて、その後を追ってしっかりプラン造成をして販売まで至っているのかどうか、はたまたそれが集客として、実績として上がっていくのかどうか、そこもしっかり経過を確認していただきたいと思いますので、こちら要望として終わりたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告についての質疑を終わります。

ここで席替えを行います。

3 款 2 項児童福祉費に入ります。質疑はありませんか。

11 番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） ここで、いわいずみこども園の状況についてお伺いします。

園の南側に駐車場があるわけですが、その出入口がいわゆる西側 1 か所だけで、南側のほうが止めてあるわけ。それで、あそこを通る人たちから見れば、せっかく新しく町道造った、園の東側のほうに、あっちのほうも開ければ、いわゆる出入りが非常にスムーズで、それからこっこの営林署側のほうの通路も混雑しないような気がするのですが、あれを開けるべきではないかというような話もあるのですが、これについては何か検討される余地があるのかどうかお伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） 答えいたします。

いわずみこども園の部分ですが、多分駐車場側のほうの扉ということだと思いますが、いわずみこども園以外でも、おもと、こがわでもそうですけれども、安全第一で第一義的に全て園内をフェンスで囲っているということで、あとは来客あるいは不審者対応という意味で、一括して入り口で出入口を職員室から見られるような管理ということを今しております。

委員ご提案の件ですが、ちょっと現地等なり現場等を確認しまして、どういう状況がいいのか、あるいはトータルで考えて来園者あるいは園児等々考えて、どういう形が可能かというのは検討はしてみたいと思いますが、もしかしますとかなわない場合も、安全性を考慮すればあるのかなと今感じましたので、ちょっと確認をさせていただいて、鋭意検討できるかどうかも含めまして、この場ではこういった形で答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

4 款 1 項保健衛生費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

5 款 1 項農業費に入ります。ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、令和 8 年度補正予算新規事業等概要の 3 ページを御覧願います。

5 款 1 項 4 目、事業名は畜産施設整備等基本構想策定事業でございます。

事業実施主体は、岩泉町です。

事業の目的は、町が畜産振興を目的に整備した施設が経年により老朽化が激しく、更新等が必要な状況となっていること、また町の基幹産業である畜産を社会情勢や農家戸数、飼養頭数等、今後を予測した上で持続する基幹産業であり続けるために、どのような施設が必要で、どのような施設にする必要があるか等、畜産の伸び代も加味した上で

計画を作成し、今後整備を進めようとするものでございます。

事業の内容ですが、大牛内育成牧場等、既に農家経営の一部となっている施設、またこれから必要とされる施設、農業用機械、農業基盤、その他農家や関係機関、団体等のヒアリング、畜産基礎データの推移等を踏まえ、今後10年を想定した計画を策定しようとするものでございます。

事業費は495万1,000円です。

事業のスケジュールとして、今年度において計画の策定を行いまして、令和9年度以降、国等の補助事業を活用し、計画的に事業を実施していくことを考えてございます。

事業費の財源内訳は、全額一般財源で実施するものでございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 説明が終わりました。

5款1項農業費、質疑はありませんか。

11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 6目についてお伺いします。

既に全域でこの地域計画なるものが策定されて、それで今回の議会にいわゆる実践支援事業ということで予算が計上されているのですが、これはどの地区で、どのような事業に取り組まれるのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主査。

○委員長（佐藤安美君） 畠山雄平主査、どうぞ。

○農業振興室主査（畠山雄平君） お答えいたします。

こちらの地域農業計画実践支援事業ですけれども、旧マスタープラン事業でして、今回補正で計上させていただいたのは畜産分で、大牛内地区での機械導入の分を、追加要望がございまして、その分今回計上させていただいたものでございます。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この事業は、そうであれば、いわゆる単年度の事業、あるいは何年か計画的に継続される事業なのかどうかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主査。

○委員長（佐藤安美君） 畠山主査、どうぞ。

○農業振興室主査（畠山雄平君）　こちらは、事業的には単年でやっていきますけれども、これまで岩手県の補助金を活用して、毎年のように実施されてきた事業でございます。

○委員長（佐藤安美君）　3番、どうぞ。

○委員（菊池孝広君）　畜産事業費の委託料の関係でございますけれども、畜産事業でございますが、振興を図るということで、大変いい事業だと思いますが、ここについては基本構想を策定するということでございますが、委託先はどちらになるかお伺いしたいと思います。

○委員長（佐藤安美君）　佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君）　こちらは、基本構想ということで、立派な名前がついてございますけれども、今実際実施している畜産事業、そしてこれから実施していく畜産の在り方というものを具現化した計画にしていきたいと思いますというふうに思っております。

委託先は、予算がお認めいただけましたらば、入札等、きちんとした町の競争した制度にのっとりまして、相手先を見つけてまいりたいというふうに考えてございます……ではなくてですか。

〔何事か言う人あり〕

○農林水産課長（佐々木忠明君）　入札で相手方は決めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤安美君）　よろしいですか。

課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君）　ちょっとばふっとしてしまったかもしれませんが、このようなプランをつくっていただくコンサル会社さんを想定した形で、入札を実施してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（佐藤安美君）　8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君）　指名をいっぱいやるかと思うので、コンサルといってもすごく広いのです。どういうところを想定というか、指名とかやろうとしていましたか。もう少し具体的に、やっぱりこういうことなので、畜産に関わる何とかとあると思うのです、やろうとしているところが。そこをお答えください。

○委員長（佐藤安美君）　佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） コンサルは、いろいろ確かにございまして、調査統計を取るコンサルもありますし、建築のコンサル、たくさんございます。今回絵を描くコンサル事業者を想定しているわけではなく、いろんなやっぱり都市計画的な、これからの情勢だったり、いろんな農家の推計だったり、あとはヒアリングを行いながら、そういったものを吸い上げて、きちんと形にできる、実現可能な計画をつくってくれるようなコンサル、そういったものを吸い上げて、お願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ぜひお願いしたいのですけれども、そういうできるコンサルを選んでやるということは、県内ですか、県外ですか、どこで想定していましたか、畜産専門のコンサル、今の予定している、想定しているのは。何者が指名するのでしょうか、あるのですか。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畜産専門にやっているコンサルというところで、我々の町のほうに指名願を出しているところというのは、なかなかそういうのはない思っています。ただ、似通った計画をつくっているコンサルというのは、県内にもあると思ってございますので、県内の中でそういったコンサルを抽出、探しながら指名してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤安美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時00分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（佐藤安美君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に戻ります。2項林業費に入る前に、ここで一般社団法人岩泉農業公社

の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

2 項林業費に入ります。ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、令和 8 年度補正予算新規事業等概要の 4 ページを御覧願います。

5 款 2 項 2 目、事業名は廃菌床利活用共同研究事業、事業実施主体は岩泉町と岩手大学です。

事業の目的は、菌床シイタケ栽培の課題である廃菌床の処理を家畜の置き換え餌への活用の可能性について研究し、資源として有効に活用しようとするものでございます。

事業の内容ですが、岩手大学において既におが粉と比較した成分分析を実施しており、分析の結果、家畜の置き換え餌になり得る結果が出ていることから、本格的に動物を使用した安全性、嗜好性、成長性を検証するものであり、結果に問題がなければ、反すう動物等への給餌も実施していく予定としてございます。

事業費は130万円であり、財源内訳は全額一般財源となります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 説明が終わりました。

2 項林業費、質疑はありませんか。

3 番、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） 13 節の有害鳥獣捕獲指示システム使用料の関係でお聞きしたいと思いますが、このシステムを使用しているということになるかと思うのですが、熊の情報ですけれども、その収集の仕方、方法ですが、そしてこのシステムを使う、入力する方法とか、そういった部分について、どのようにされているのかお伺いしたいです。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木農業振興室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木寿志農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐々木寿志君） お答えいたします。

今回上げさせていただいております捕獲支持システムにつきましては、住民の皆様か

らの捕獲依頼があった場合に、現地確認をした上でわなをかけるのが相当である、適当であると判断した場合に、各地区に熊の班員の皆様が、大川班、岩泉班、それぞれいらっしゃるのですけれども、同時に同じ情報を伝達するのはなかなか班長さんたちでも難しいということで、こちらのほうで捕獲に関わる情報を全て入力したものを一斉送信、ショートメールにすることによりまして、対応する班へ捕獲の依頼の情報が同時にどうか、一部圏外の人には遅れる場合もありますけれども、同時に同じ情報が届いて共有されて、迅速に捕獲のほうにつながるというシステムになってございます。発信元は、役場のほうで各班員に指示を出していると、このようなシステムになってございます。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 3番、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） そうしますと、熊については出沒の情報は、情報提供があった部分が反映されるということになるわけですね。その情報が入ってこない、その部分についての考え方といいますか、そういう捉え方をどのようにされておられるか、お伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 情報が入ってこない熊の出沒情報でございますけれども、情報が入らないものは、ちょっと我々もいろんなところで反映することは難しい点がございます。ですので、昨年度は熊の出沒が多数発生しておりまして、皆さんに情報提供をお願いしていると、やはりたくさんの情報が来て、それをいろんな部分で反映したり、ライン等で皆さんにお知らせ等を行ってございましたけれども、今現在、4月、5月段階では、熊が出ているとは思っておりますけれども、皆さんのほうから情報等が寄せられない場合が多くて、それはなかなか反映もできませんし、我々がわなを設置して捕獲するすべが、既に情報がないので失われていることになっております。ですので、町としては皆さんに情報提供を大きく呼びかけて、やはり人の生活圏、本当に人身被害のおそれがあったり、農作物の被害のおそれがある場合は、情報提供を今お願いしているところでございます。

○委員長（佐藤安美君） 3番、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） そうしますと、町とすれば熊の出沒関係については情報提供を依

頼するということで、依頼があった分についてシステムに反映させていくというところになっていると思うのですが、そうした場合に、やはり全町を把握する方法、そういったものが今後必要と思うのですが、そういう部分への方向性、対応というか、ご検討されているようでしたら教えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） そちらの部分につきましては、県のほうで今ベアーズというソフトを開発して皆さんに提供しておりますけれども、町のほうでは、県のやつは県のやつとして、町独自のやはりそういったシステムを今構築しております、それを今修正している段階、そろそろ皆さんのほうにはご提供できると思うのですが、それをもって住民の皆様がリアルに「この場所にいました」という情報提供ができて、マップのほうに反映できるようなシステムを今準備している最中でございますので、そちらのほうで実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ただいまの13節のこのシステムは、これは年間でしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木農業振興室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐々木寿志君） お答えいたします。

基本的には年間なのですが、メインとして動く時期というのは、やはり銃猟期に入るまでの部分ということで、昨年の実績としますと、一番遅いところで12月にこのシステムで指示を出したということもございますが、基本的には年間使用と考えております。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） その前の12節、緊急銃猟訓練実施委託料、これはどこに、どんな内容で委託をするのでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木農業振興室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐々木寿志君） お答えいたします。

こちらにつきましては、岩泉猟友会に委託ということで、練習に関わる射場の利用料

でありますとか、あとは銃弾代というようなところを町で補うといいますか、補助する
というような形になってございます。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ただいまの件ですけれども、猟友会にと。演習とか何だかんだと、
何回やって、どのぐらいの、弾も全部出して、何人にやってとかとあるのでしょうか
ども、それについてはどうですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木隆幸総括室長。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木隆幸総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（佐々木隆幸君） 委託料の内訳についてお答えいたします。

まず、訓練射場利用料としまして、30人掛ける2回の内訳になっております。あとは、
装弾購入費用と、これが免許のある方でないと装弾を購入できませんので、こちらでは
委託して購入していただくという手続を取っております。約50人分になっております。
それから、火薬を受け取る手数料というのも発生するようですので、そちらも30人分
内訳を見ております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 実施隊の中で、30人を2回訓練するということでした。熊、今県
で生息調査をやって、速報値が岩手県出ました。3,700から5,200という速報値であるの
ですが、これは3,700のときは、やっぱりそれ以上いるだろうなということで、要は生活
圏とか、そっちを中心にやったらどうですかとかありますけれども、増えたと。そして、
根本は、私が考えるのは、熊の数を減らさなければならないのです。人の領域に来るの
は捕らなければならないと思います。

まず、順番に行きますが、1つ猟期が11月から2月まであるのですけれども、まずこ
の猟期に対しても熊を捕る、みんなで頑張って捕ってもらうように、あるいは出たとき
の訓練も含めて、やっぱり鹿に1万6,000円出しているのです、イノシシ。やっぱり熊も、
ここで昨日聞いたのは、捕獲等の従事に対して1万円ということなのですが、1万円
もいい。捕獲に対してもやっぱり出すべきだと、去年から、前の町長にもずっと話し

てきました。いずれ何回でも3回でもしゃべっていきます。これについてはどうですか。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員からは、昨年もやはり有害捕獲とは別に、猟期の12月から2月までの期間も実施隊員にお金を支払うべきだというお話はされていると私も認識してございます。ただ、有害捕獲と、やはり猟期の実施期間中の捕獲とはまた別物と我々は考えております。

昨年やっぱり大規模調査をして、熊の総数というのは当然2,000頭ぐらい今増えているという推定になってございます。それで、我々も肌感覚とすれば熊が増えている、それは肌感覚として持っておりますので、当然危機感を持っております。ですが、それはそれとして、やはり猟期の期間の部分については、皆さんが自由に猟をできる期間なので、実施隊員に、では頑張ってください、1万円払いますというのはまた別だと私は考えてございます。ですので、町としても実施するのであれば、一斉に県にお願いしながら、昔もやったやっぱり春猟、春駆除というものをやって、それに対して我々は実施隊員に報酬を支払っていくのが適当だというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 春熊駆除、春季狩猟、熊にやっぱりこれ効果あると言っていました、今。去年から私もずっと言っていました、前から言っていました。この期間をやっぱり春猟をできるようにしてくださいよと、これは岩手県の計画ですので、要望はしていましたがというご答弁だけなのですが、いずれこれも春季狩猟をやって、ひいては通年捕れるようにしていかないと、何やったって農作物を守る、人を守るといったって限度がありますよ、どんどん増えていっては。やっぱり根本からやる、それは農作物の有害駆除ではなくて、であれば町として、熊対策として、やっぱりこれは減らす方法として、どこが担当課となってやるかは、危機管理課とかいろいろあるのでしょうけれども、それを含めて、やっぱりそこも町村会なりいろんなところを通じるなりやっていかないと、ここからやっぱり発信していったりやりませんか。やっていると言いますけれども、これについてお答えください。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 昨年度から、春駆除については県のほうにお願いして

いるところでございます。先般市長会と、あと町村会合同で首長が集まりまして、熊の緊急情報会議をやったところであります。その際、町長がちょっと所用がありましたので、私代理で出席してきましたけれども、各首長さんからもやはり熱いお話を聞いてきましたし、岩泉町としても今増えている熊をやっぱり減らすためには、春駆除、昔春駆除をして危なく熊が絶滅しそうになったという話もありますので、やはりそこまで今はやっていかないと、この危険な状況というのは回避できないというのは訴えてきたつもりです。

いずれ市長会、町村会という垣根はなくして、やはりいろんなルールを変えるにも、やっぱり一致団結していかなければ変えることはできないというようなお話で最後終わりましたので、今後市長会、あと町村会含めて、いろんな場面を捉えて、やはり県のほうにそういったルールの改正というのはお願いしていくべきであろうと考えますし、実際既にもう連名で要望のほうは出ているものと認識してございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） テレビでも報道がされていまして、課長も映っていましたが、ああ、町長行っていないのだなと思ったのですけれども、それは事情があったのでしょうか、やっぱりトップの考えもそうだろうと思うのです、どこの市町村の首長さんも。やっぱりこれに今触れようかと思ったのですけれども、お話あったので、これ飛びますが。

それから、町村会でも要望しているのが、鈴木会長以下、要望していますが、やってもらわなければならないのだ。そして、そのときに熊はやっぱり減らすことだと、コメントなんかでしゃべっているのです。今出ました町村会の要望等に、この春猟、通年猟とか、どんな要望が出ていますか。それは、みんなから上げてやったのでしょうか、やっぱりやってもらわないと。どうですか、それは。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 通年の銃猟というか、捕獲という要望は上がっていません。あとは、春駆除というのはちょっと町村会の要望には上がっていないと思っておりました。

ただ、今後春駆除というものの重要性というのは、県でも、その首長の皆さんが集ま

っている中に県の部長と特命参事も来てコメントしていただいておりますので、そういった部分を踏まえながら、今後も引き続き要望のほうは続けさせてもらいたいと思っております。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） その頭数を答えてください、要望しているのかと、そのことは言っていないので、要は春猟とか含めて、いずれ減らすと、それが入っていますかと、通年猟期も含めて入っていますかということをお聞きしました。町村会もさっきお話ししたように、会長以下、これは減らしていかなければならないというようなことでありますので、引き続き独自でやるのはやって、町村会あるいはいろんな関係機関と一緒にやっていただきたいなと思います。

それから最後に、環境省で東北6県を今度はカメラを使った調査をするということなのです。この結果はいつ頃出て、多分今度はもっと量が出るかとは思うのですけれども、それはどのように捉えて、どう思っていましたか、最後にお答えください。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 環境省でカメラによる調査をやるというのは、私たちも承知しているところですが、実施時期につきましては、大変申し訳ないのですが、まだちょっと聞いてございません。これについては、秋田県では実施しているのがカメラによる調査で、岩手県が実施しているのがヘア・トラップによる遺伝子の調査でございます。環境省は、秋田県がやっている方法を取りながら東北6県の調査をするということで、国が実施する調査ですので、これ本当に実態に沿った調査というふうに認識しておりますので、その結果を待ちながら、県の対応だったり、町のほうの対応というのは検討されるものと思っております。

我々は、いずれ既に増加しているというものは、昨年度以降肌感覚で持っていますので、捕獲し、人身被害のおそれ、農作物のおそれがないような対策を取るのは当然だと思っておりますので、そこは委員のほうもご了承いただければというふうに思っております。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） いろいろ、るるお答えいただきました。最後は春猟、通年猟期、

そして熊捕るために、有害駆除でなければ、いずれ熊を捕れるようにして、やっぱりこれは減らすことだと思います。というようなことを関係機関とともに、いずれ強力にこれをして、これは県の計画、管理計画は岩手県というのはそのとおりですが、それはみんなで訴えてやって動かしていかないとなりませんので、担当課長、あるいは町長、これをやっぱり頑張って、岩泉町は熊がいっぱいいるところなのだから、やっぱり頑張ってやってもらいたいなということをお話しして、熊については終わります。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 新規事業、菌床の廃ほだについてお伺いします。

いわゆる岩泉きのこ産業から、設立以来、毎年廃ほだが出るわけで、これの処理について議会でも、過去にも、いわゆる処分なり再利用についてある話があって、乾燥して燃料にするとか、あるいはまた家畜の飼料にするとか、あるいはまた野積みにしてカブトムシを発生させるとか、様々な取組がなされてきて、今回岩大との共同研究によって、餌の道が開けたように見えるのですが、岩大ですから、当然家畜というか、鶏の実験、鳥もいるわけで、そこである程度食わせてみて、これからまた引き続き研究することなようですが、これは恐らく時間がかかると思うので。今年は130万円でしたか、予算取っているのですが、これは何年か継続してやって、いわゆる反すう動物までも安心して食わせるような餌にこぎ着ける、そういう熱意というか、ぜひ成功させるというような、いわゆる町当局と岩大の意気込みはどのように感じているのかお伺いします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今まで廃菌床の再利用というか、利活用で一番苦慮したのは、やっぱり繊維質であるということと、あと水分が多いということだと思います。今般この実験をする前に廃菌床を、岩手大学の皆さんとお話した際に、こういう問題があるのですよと、廃菌床というものがたくさん出て困っていますという話をしたらば、ではちょっと何個か送ってみてくださいという話をして、送ってみました。そして、比較対象として、廃菌床ではない、廃菌床になる前の菌床も送って比較してもらいました。そうした結果、やはりキノコを取った後の廃菌床で、繊維質が半分以下に低下していると。それから、水分が多いのは、これはどうしようもないのですけれども、そのほかにも栄養体として残っている部分があって、これは家畜の餌として、主に食わせるのでは

なくて、主に食わせているものを減らして代替で置き換え餌として食わせることができるのではないかなというお話をいただいております。もしこれが置き換え餌として使えるようになれば、岩泉きのこ産業の廃菌床問題も何ぼか、何ぼかではなくて、非常に解消していくものというふうに認識しておりますし、岩大でもこういった成果を生かしながら、現在提携している養鶏の農場さんもあるらしくて、そちらに提供しながら、やはり実験の継続もできるなというふうに思っております。

これは、本当の餌の代替餌として売り出すためには、委員おっしゃるとおりちょっと時間はかかるかもしれませんが、この実験の結果によっていい方向に行くのであれば、鶏だったり、ましてやあと反すう動物だったり、そういった部分での置き換え餌にすることによって、岩泉きのこ産業の廃菌床もなくなるし、あとは畜産農家の餌代も半減する、減少するということで、いいことづくめだなというところで、我々も岩大でも気持ちは大きく、本当に成功の道をたどってほしいというふうに願っているところでございます。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 非常に期待をするのですが、そこで研究ですが、やっぱりある程度期間がかかると思うのですが、ある程度、いつ頃になったらこの成果というか、安全性に問題がないのが分かるのか、見通しについて、できればお伺いしたいです。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今回予算をお認めいただきまして、岩大と一応契約行為を結ぶことになります。7月から事業実施したといたしまして、ひよこを取りあえずひなからかえすところから始まるのですが、そこから今年度いっぱいひよこでの嗜好性、食べるか食べないかというところと、あと食べて死んだりしないか、あとはその成長具合、そういった部分が分かるのというのは、年度末ぐらいには、皆様には一定の成果はご報告できるのではないかなというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

3項水産業費に入ります。ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは先に、農林水産課のサケ孵化場利活用養殖実証事業のほうから説明させていただきます。

概要書の6ページを御覧ください。5款3項2目、事業名はサケ孵化場利活用養殖実証事業、事業実施主体は小本浜漁業協同組合です。

事業の目的は、海洋環境等が大きく変化する中で、小本浜でも魚種や漁獲量が大きな影響を受け、特にサケの回帰率も減少し、年々減少する漁獲量によりサケふ化場の稼働率は低下をたどっております。今般小本浜漁業組合において、サケふ化事業は残しながら、既存孵化場を利活用し、新たな陸上養殖に取り組むこととなったことから、これを支援しようとするものでございます。

事業の内容ですが、サケのふ化及び稚魚の育成期間外を有効に活用し、ニジマスの稚魚養殖の実証試験をおおむね3年間行うものでありまして、養殖技術や資材等のコンサルティングに係る経費2分の1を補助しようとするものです。

事業費は100万円で、財源内訳は全額一般財源となります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 次に、佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 5ページをお開き願います。

事業名は、エビ陸上養殖実証事業、事業実施主体は小本浜漁業協同組合です。

事業の目的は、海洋環境等の変化による漁業生産額の減少が著しい状況を踏まえ、海洋に依存しない陸上養殖により、安定的な生産体制の構築や水産業の経営多角化及び高付加価値に資することを目的としたエビの陸上養殖実証試験に取り組もうとする小本浜漁協に対し、支援しようとするものです。

次に、事業の概要ですけれども、クルマエビとバナメイエビ、各1万尾の稚エビ投入から収穫、評価までの陸上養殖実証試験に対し、補助しようとするものです。

補助率は10分の9、9割、事業費は825万5,000円、これは補助金の額でございます。その下にございますが、全体事業費は917万3,000円です。この内訳、すみません、記載しておりませんけれども、口頭でお願いします。養殖設備一式、コンサル料、稚エビ飼料代、それから施設の電気、水道の改修費の合計額で917万3,000円となります。

特記事項と事業費のところでは、財源ですけれども、企業版ふるさと納税を充当したいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審査につきまして、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） 説明が終わりました。

3 項水産業費、質疑はありませんか。

1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） 先ほど新規事業でありましたエビの陸上養殖についてお尋ねいたします。

まず、実証実験ということで、様々視察も兼ねて、採算が取れるという思いの中やっていく新規事業かと思うのですが、どういったところに先進地として視察に行ったのか、どういった方々が実際見に行って、では岩泉でという形になったのか、そういった実証実験に至るまでのまず経緯をご説明お願いいたします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田政策推進室長。

○委員長（佐藤安美君） 武田政策推進室長、どうぞ。

○政策推進室長（武田勝磨君） 視察先からご説明させていただきます。

視察、2つございまして、千葉県のホテル三日月と、福島県の葛尾村の2施設について視察してまいりました。視察に行ったメンバーにつきましては、小本浜漁業協同組合、竹下水産、岩泉町となります。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） そうそうたるメンバーが先進地に行かれて、様々研究をされて、やれるということですので、ぜひ頑張ってくださいたいのですが、昨日政策推進課長からご答弁いただいたように、事業費に対して、まず初年度の売上げ、全てのエビを販売した場合に、約200万円ぐらいを見込んでいるということなのですけれども、この200万円の根拠なのですけれども、実際に養殖していくと間引き作業も必要になってくると思います。予定では1万尾というふうにも書いてありますが、実際に販売する、お金になっていくものとしては、もう少し減ってくるのかなというふうに考えています。それプラス光熱費、こういった寒い地域でもありますから、冬場の燃料費というのが通

常の千葉県と比べると、また莫大にかかってくるのかなと思うのですけれども、そういった試算をした上で、初年度どのような収支を見込んでいるかどうか、再度お尋ねいたします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、間引きはします。ですから、1万尾が全部商品になるのではなくて、7,000尾ずつになるかなと思っていますけれども、これが商品となつての200万円の商品価値、売上げというふうに見込んでおります。

おっしゃるとおり電気代もかかっていきますけれども、それにつきましてはコンサルも入ったり、機械の設備の性能もよくなっておりますので、水温を保ちながら、今回の実証は恐らく最北端での実証になるのではないかなと思っていますので、確かに挑戦ではありますけれども、小本地区は岩泉の中でも暖かいほうですので、ようやくといいますか、小本漁協が重い腰を上げて、取り組みたいという決意をいただきましたので、町としても支援をしていきたいというところでございます。

○委員長（佐藤安美君） 1番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） ということでございますが、1万尾から間引いて7,000尾を販売していければということなのですけれども、その販路として、昨日もご答弁いただきましたが、町内の宿泊事業者にということなのですけれども、それ以外に町外への販路、既に決まっているのか、これから検討していくのか、町外に対してもどういった販路が想定されるかお尋ねいたします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 大部分というか、町で養殖したエビですので、やっぱり町で新鮮なものを食べていただくのが一番かなと思っていますけれども、町外向けとしましては、昨日お話ししたふるさと納税の返礼品にしてはどうかという考えもございますし、あとは町内にも誘致企業で魚介類を加工する竹下水産という会社がございまして、そこでも加工していただくという。売り先というのは、町内の中でも十分にあると思いますけれども、今後実証が終わって拡大していけば、やはり販路というのは町外も探していかなければならないと思っていますけれども、今のところは町内

消費を主に考えております。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） 申し訳ございません、失念しておりました。ふるさと納税もございましたね。

このランニングコストも含めて、収支等含めて、実証実験ですので、どれくらいの年数をかけて実証実験を行っていくのか。これだとちょっと採算が合わないな、もしくはこれからもっと拡大していけるなというその判断基準、どれくらいをめどにこの実証実験を続けていって、継続するかどうかの判断をしていくのか、そういった年数をお聞かせください。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 昨日もご説明しましたけれども、1 年で実証の成果、報告会といいますか、報告もしたいということでございます。ということで、1 年でまずどういった成果が出るかというところで取り組みたいと考えております。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） まず、1 年で様子を見ていきたいということなのですが、先ほどのお話の中から、事業費は町の補助が820万円で、様々コストと、あとは売上げを考えますと、この数字だけを見ってしまうと、820万円に対して赤字になってしまうのかなというふうに捉えてしまうのですが、1 年ごと、単年度ごとに見ていくということなのですか、これはそういった収支の状況でも行っていくものなののでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 1 年目で見れば、確かに900万円かけて200万円の収入という、単純に見ればそうですけれども、これは今回の狭いといいますか、2 槽でやる場合ですので、今回これが成功した場合には、また別の施設で大規模にやるという想定の下でのスタートです。これで終わりではないです、この規模ですずっとやっていくのではないです。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 1 番、どうぞ。

○委員（大山幸真君） そうしますと、1年目は旧おもと保育園を活用していく。今のご答弁だと、仮にちょっとうまくいかなかった場合、また大規模にしていける場合は場所を変えて、システムもまた莫大にかかっていくというお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） そうですね……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） ただいま課長が答弁をしましたら、終わりにします。
どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 今後の予定といいますか、目指すところは別な場所で、視察に行ってきたところもビニールハウスを建てて、その中でやっているところを視察してきましたので、この実証がうまくいって、次は次なるステップに、そのときには漁協の事業費、費用でやっていくというような方向づけをしております。

○委員長（佐藤安美君） 11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 今の小本浜漁協の状況、これはほとんどの漁協がそうなようですが、海の状況によっていわゆる漁獲量が減って、思うように経営のほうの収支も難しいと。その中で、この間三田地組合長と話したのですが、いや、魚は全然捕れないよと、捕れているのはマグロだと。それは結構なことだと。ところが、もう漁獲量が既にオーバーしているために、網にかかってもみんなが逃がさなければならないというような話もしていたのです。そうなってくれば、やっぱりおかに向けて、こういう施設で、エビだろうが何だろうが、いわゆる栽培漁業を進めなければならないと思うのです、これから先。

そこで、当局の提案はちびちび出してくるわけ。だから、質問も出るのだ。思い切って、その水槽なんかも、いずれそんな2槽とか3槽でなくて、一気に大きくやって、町長が言っているとおり、失敗を恐れずなのだ。それを200万円ぐらいの収益で失敗したらどうしますかと、誰もそう思うわけだが、聞いていてらちが明かない。そして、課長の答弁は何ですか、漁協が重い腰を上げてやるのだと、それも行政としてのいわゆる政策的な指導が弱いのです。漁協さん、今こうですから、町のほうでも真剣に水産業に取り

組みます、この事業に取り組ましようと、一緒に、いわゆる後方支援までいなくても、側面支援で一緒に同調していきましようと、こういう姿勢が今欠けている。

町長がいつも言っているとおり、何ですか、選挙のときの演説は。とにかく「失敗を恐れずチャレンジ」なのだ。それを言っていて、こんな1,000万円かそこら辺の予算でどうのこうの審議するも何物もない。まずやってみて、それから結果が出てから、少々の失敗は恐れずだ。いずれやらなければ、漁業は成り立たない、組合員も成り立たないわけだ。だから、できるものであれば、今回お聞きすれば、職員のいわゆる採用はないような話ですが、この事業をやって、そして漁協の職員も何名採用しますとかというように、常に前向きなやっぱり政策をしていただきたい。これについていかがですか、町長。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） ありがとうございます。この漁協の課題というのは、漁協の組合長、漁協の皆さんとも共有しております。その中で、やはり今海面のほうが全然駄目です。それで、どうしてもやっぱり我々のほうではサーモンというのを、今1つ南のほうでやっていますけれども、海面で。ただ、岩泉町の海は、そういったものにはなかなか向かないというところで、陸上で何とか挑戦してみようということになっています。

これは、町も、もう一生懸命これに取り組んで、海のこういった状況を打開するためにやろうということで、まずはこのエビにつきましては、漁協の組合長とも視察を重ねながら、一緒に何とかチャレンジしようということで。ただ、どうしても北限になりますので、寒さにエビは弱いというところで、それをクリアするには、まず実証実験ちょっとやって、それから先ほど委員がおっしゃったように、では初期投資をかけてやりましょうと。この初期投資については、いろいろ今投資のファンドというか、様々あります。国の施策でもローカル10,000というのもございます。そういったのも想定しながら、ハード事業はできるのではないかなということで、まずやろうというところでございます。

これは、私当初から話をしていますように、チャレンジでございます、今までにないものをやりますので。サーモンというのもありましたが、二番煎じ、後追いではなくて、もう新しいものに挑戦すると。これが物になれば、今の需要であれば、エビというのは結構あります。ふるさと納税も、つくり出すものであれば幾らでも対応可能です。自然

に任せたマツタケ、これもかなりのふるさと納税の返礼にはなっていますが、水物でございますので、これは何か生産できるものを考えなければならないということでもございました。これをぜひ成功させて、その先には海のほうの事業として拡大していくというつもりでございますので、どうぞご支援をよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

ここで佐々木修二経済観光交流課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 経済観光交流課から、岩泉総合観光の代表者の変更についてご報告を申し上げます。

去る5月25日に開催されました岩泉総合観光第52期定時株主総会において、取締役の任期満了による新たな取締役の選任が承認され、その後取締役会において木村成美取締役が代表取締役に選定されたことをご報告申し上げます。

令和7年4月末に、昨年ですけれども、代表取締役として岩泉ホールディングスからの出向による佐々木康幸氏が就任してございましたけれども、岩泉ホールディングスでは、人的派遣を4年間実施しており、今回同氏が代表取締役から退いたものでございます。しかしながら、岩泉ホールディングスとしましても、引き続き子会社の経営をサポートしながら、サポートは重要であると考えてございます。今後におきましても、子会社の経営を担当する常務取締役を設置し、支援することとしてございます。

なお、取締役の任期は、令和10年の総会までの2年間となっております。

以上、経済観光交流課からの報告となります。

○委員長（佐藤安美君） 6款1項商工費、質疑はありませんか。

10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） ここで質問したいと思いますが、質問項目を事前に通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

観光施設なのですが、氷渡洞についてお聞きします。閉洞して数十年たつのですが、閉洞当時は何か、また開洞できないかとかいう、そういう話題もいっぱいあったのですが、最近はどう諦めたのか、あまり話題にならないのですが、そこで最近町長の日程に氷渡探検洞についての懇談会の項目がありましたが、それについて、氷渡洞について、どのような考えなのかについてお聞きします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 委員から事前に告知がございましたので、氷渡洞についての動きについて、私のほうからでございますけれども、発言をさせていただきます。

去る6月、先般でございますけれども、安家洞でガイドを務められている方が町長室に、氷渡洞に関するということでお見えになりました。その内容について、皆さんにお話ししたいと思うのですが、具体的に言いますと、今後の鍾乳洞の在り方についてということでのご意見、ご要望をいただいた内容でございます。その中で、安家地区におきましては安家洞、そして氷渡洞と、その辺りにも鍾乳洞がいっぱいございまして、そちらの鍾乳洞の今後の保全管理の在り方について、町としても保全管理する要員を養成していただけないかというような形の意見がございました。

その背景といたしましては、氷渡洞の保全についても研究されている皆さんが保全につながるような調査というものをちょっと失念しているような状況も見られるので、調査に当たっても保全するガイドを伴った調査をするべきではないかなというようなご進言もいただいているところでございます。

課題といたしましては、価値の高い安家鍾乳洞群の資源でございますので、こちらの保全を今後町といたしましても課題と捉えてございましたので、ぜひ今後におきましても、その方々も一緒になり、意見交換を今後もしながら、その資源の価値の向上と鍾乳洞の保全の仕方、管理の在り方を進めていけたらなというところで、考え方については一致してきているのかなというふうに思っております。相談いただいた内容を今後も双方相談の上、いい方向に向けて進んでいければなというふうなところでございます。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） ガイドをしている大崎さん、大崎さんと指名して申し訳ありませんが、プロなのです、あの人は、いろんな洞窟を案内して。もっと早く本当は、前の町長も言われていたと思うのですが、そういう話もあってもよかったのではないかなと思ったのですが、なぜ今になって急にそういう話を持ちかけてきたのかなと思うのですが、町長はどういう考え方なのかお聞きします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 先ほど経済観光交流課長が話したように、私のところにガイドをされている方がおいでになりまして、それで私も初対面で、「初めまして」という格好でしたが、「スガワタリ」、正確には「シガワタリ」と言うのだそうですけれども、その氷渡探検洞の中の写真をたくさん持ってこられて、すばらしい写真を見せていただきました。そして、その安家洞もガイドをしたり、氷渡もガイドをされたりしていて、その方のお気持ちとしても私と同様で、やはりこういったすばらしいのを皆さんにもぜひ見てもらいたいという気持ちもございました。

ただ、ただ入るのでは、泥のついたので鍾乳石を触ったり、すごくきれいなのがあって、それを大切にしなければならないという気持ちがおありのようで、そういったものをしっかりガイドしながらやるのであれば、全国の皆様にすばらしいものを見てもらえるのではないかなというようなお話もありまして、私もそのとおりで、ぜひこの氷渡探検洞、安家洞もそうですが、鍾乳洞がたくさんありますので、生かせばまだまだ岩泉町の観光であったり交流人口、増える可能性がございますので、そういった気持ちを持ってお話をさせていただきました。

ただ、いろいろとこれまでの経緯、経過は、皆様のほうがご存じかもしれませんが、様々なハードルがあります。課題もございますので、それを乗り越えながら、もしかしたら氷渡探検洞、今後有効に活用できる道筋が出るのかもしれませんので、ぜひ私のほうでも努力をしてみたいと思っております。

○委員長（佐藤安美君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 氷渡洞にしろ、安家洞にしろ、すばらしい観光施設があるので、ぜひ話を、境界、境でもめたと思うのです、前の議会でも。そういう点をしっかり話し合って、できればすばらしい開洞に向けての検討をすべきかなと思うのですが、ま

だまだ先のことだと思うのですが、ぜひあれを皆さんに見せるようにしていただければいいなと思います。人口減少で、あの周辺にすばらしい施設があっても活用できないのは残念なのですが、ぜひあそこを少しでも活用していただきたいと思います。

それと、その周辺の探検洞とかの施設があるのです、あの辺に、山小屋とか。そういうのも活用しながら、前にも、昨日かな、大川に学校ができるということで、生徒さんたちが来た場合には、そういう氷渡洞の施設も活用、利用して、ぜひ活気というか、にぎわいを戻してもらいたいとか、にぎわってもらいたいと思うのですが、その考えについて、課長の考えをもう一度お聞きします。

○委員長（佐藤安美君） 佐々木経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

氷渡洞につきましては、先般写真を改めて見せていただきましたけれども、国内でも有数の鍾乳洞だというふうに私も実感いたしました。見えられた方とも相談しながらということになりますけれども、安家地区の活性化にもつながるし、町の課題であります滞在型のものともなりますので、観光という側面はありますけれども、地域のための鍾乳洞という形で、地域の活性化につなげていければなというふうに思っております。ただ単なる観光ではなくて、やっぱり本物を伝えるような感じのレベルの高いものとしてやっていくべきだなというふうに写真を改めて見て感じたというところでございます。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

ここで換気のため2時40分まで休憩します。

休憩（午後 2時30分）

再開（午後 2時40分）

○委員長（佐藤安美君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

これより審査に戻ります。

7款2項道路橋梁費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

8 款 1 項消防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） なしと認めます。

ここで席替えを行います。

ここで小野寺一徳教育次長から発言の申出がありますので、これを許可します。

小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、教育委員会事務局から報告をさせていただきます。

本年度 4 月の教職員定期人事異動に伴いまして、教育委員会でも指導主事の交代がございました。本日紹介させていただきたいと思います。

まず初めに、本年 3 月まで指導主事としてご活躍いただきました永沼竜次指導主事ですが、春からは宮古教育事務所指導主事として転出をしております。その後任といたしまして、西瑞穂指導主事を迎えておりますので、今日は本人から自己紹介ということで、皆様にご紹介させていただきます。

では、西先生お願いします。

○教育指導室指導主事（西 瑞穂君） 盛岡市から参りました西瑞穂といいます。4 月から岩泉町教育委員会にお世話になっております。

この 2 か月、岩泉町の小学校、中学校の子供たちの学んでいる様子を見ますと、大変子供たち同士仲がよく、また先生方を信頼しながら、安心して楽しく学習しているなど思っております。

私がここに来て、岩泉町のたくさんよいところを見させていただきました。子供たちは、岩泉町のすばらしさが毎日目の前にあるので、それをたくさん吸収しつつ、これから先情報化社会が進み、多様な子供たちが多様な変化が生じる社会の中で、やはりしなやかに変化に対応して生きていくということが求められてまいります。そこに応じて、岩泉町の全ての子供たちが今まで以上に安心して学習できるように、そして求められている能力を身につけ、岩手県、そして岩泉町の中で活躍できるような人材を育成してい

くために尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育次長（小野寺一徳君） 西指導主事は、3月までは盛岡市内の小学校で教鞭を執られておりましたので、教育行政での指導主事としての仕事は4月から初めてのことでございます。現在、先輩指導主事からいろいろ教えていただきながら奮闘しておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（佐藤安美君） 9款1項教育総務費、質疑はありませんか。

8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ここで、過日の一般質問の岩泉高校のいわて留学に関して質問します。

岩泉高校、ご案内のとおりでして、今の課題は2学級を維持するか、そしてこの先は学校を維持していく、存続していくか、そしてその先は、どんどん減っている中で、関係人口の意味も含めて、やっぱり学校を維持していくためにこのいわて留学にも取り組んだということかなと思います。

そして、今現状を見ますと、そこで寮の問題があるわけですので、ここからいきます。見ますと、今年41人で2学級になりました。町長、教育長とかのご尽力によってなったわけですが、そしてこの寮、そこで今見ますと、聞きますと、周辺の子供さんが、つまり宮古市内からかなり寮に入って、20人近い、超えているのかな、入っています。寮のもう定数の中で、女子のほうは満杯に入っているというふうなことでして、このいわて留学もやるに当たって、やっぱり要は生活する場所、住む場所なのです。そして、教育長ご答弁で、改修や新築も視野に入れ、寮の住環境の整備、充実に努めますということにして、これ改築、新築を視野にというふうなことなのですが、これはいつのことかどうなのか分からない。そういうふうなことで、このようにやっていきたいというふうなことかなと思いますが、私はこれについては、まずもって県教委、県からやってもらうことをやっぱり話ししていかなければならないのかなと私思うのです。その先、それで相手もあることですけれども、そうした中で、やっぱりこれについては今の県教委のスタンスと申しましょうか、考えはどんな状況なのかなと。県は、なかなか県教委は、教育長ご存じのとおり、金を出す気はないのです。そこは、あとは政治力とか、いろい

ろ出てくるかと思うのですけれども、やっぱり岩泉高校については今はどんなスタンスになっているのかなと思って。

これについて、まずはこの先いろんな問題とかいろいろ、町長部局ではなくて、町の考えとかいろいろあるかとは思いますが、ぜひこれに向けて、やっぱりそれでぶつかって、県教委は貧乏な岩泉町から出してつくれということではないと思うのです。その点について、スタンスはどんな感じになっているのか、もし今感じているというか、思っていることをお答えしていただければと思います。

○委員長（佐藤安美君） 褒岩千裕教育長、どうぞ。

○教育長（褒岩千裕君） お答えします。

1つに、県教委だけの動きではなくて、今現在いわて留学をやっている西和賀、葛巻、そこは葛巻はホテルというか建てて、そして西和賀のほうは古いホテルを改築して、そしてほかのところも下宿とかという形で全部自前でやっているところが多いので、そこいらのところは情報として県教委が、寮というのは、今公立学校の普通高校では岩泉高校だけで、その部分を新築してくれるというのは、あまり考えられないのではないかと。いう話もあり、あした県教委のほうにお願いと相談に上がってきたいなと思っていました。大森総括とともに様々なこととお聞きしながら、実現しやすいこと。改築と言ったのは、短期的な部分でのことです。愛山のところを使わせてもらったり、もしかすると今の寮のところのエアコンを、あそこエアコンがついていないのです、部屋に。ちょっと去年のところでは大分参ったなという子供たちもいたので、その部分のところをつけなければならないのですが、そこに工事が必要。今のままでエアコンをつけるわけにはいかないというところもありますので、その金額も様々な考えていかなければならないというところを短期的にはやっていく。

そして、今宮古から子供たちがいっぱい来てくれています。そして、多分今の状態でいくと、今の寮には入り切らないと。そうなれば、何かしらものを建てなければならないのだろうと。そこも県とどういうふうを考えていくかを明日協議してきて、皆さんにも後でご報告したいと思っております。

ぜひ何としてでも10年近くは2学級でいきたいと思っていました。その後は、岩泉町の子供たちが20人切るのです。そうすると二十何人の子供たちを外から呼んでくるとい

うのもこれまた厳しい話なので、その辺りになってまた長期的に考えていかなければならないと思っております。

今のところは以上でございます。

○委員長（佐藤安美君） 8番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 造るとか、そういうあれは確かにいいのですが、今現在近隣の宮古市から、近隣というか、宮古市からも来ています、20人を超える人が。そして、町内の人でも今数名入っていると、3人ぐらいかな。そうした中で、うまくいって東京方面からいわて留学、山村留学で来ると。1人か2人来るとして、その人はエアコンがついたホテルの一室に入れる。片や寮に入ってください、それもまた一緒に扱いにしなければ駄目なような気がする、教育の観点から。私分らないですよ、教育は。そのことを思ったりはします。これは、大局的なことなので、私の考え、まずは県教委からやるように頑張って、いずれ岩泉町はお金ありませんと、今現在寮があるところは岩泉だけですから、あとほかの山村留学やっているところは多分なくて、ホテルとか旅館等をやっているかと思うのですけれども。関係人口を考えれば、やっぱりいっぱいそういう環境をつくっていったほうがいいのですけれども、すみません、ちょっとあっちこっちになりましたが、そういうことでして、寮について、この前最後に聞けませんでしたので、これについてのお考えを、今年度、今思っているスタンスをお聞きしました。ぜひよろしく、県教委に負けないでやってきていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

2項小学校費、質疑はありませんか。

11番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） G I G Aスクール構想、鳴り物入りで経過が過ぎて、今度更新の時期を迎えたかなというふうに理解しているのですが、そこで今まで使ったいわゆる端末機、タブレットは、今後どのような処理をされるのかお伺いします。

○教育長（巖岩千裕君） 古館弥之教育指導室長。

○委員長（佐藤安美君） 古館弥之教育指導室長、どうぞ。

○教育指導室長（古舘弥之君） お答えいたします。

今まで使った端末に関しては、廃棄またはリユース等に対応するということで考えております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） 8 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 今の件で、新しいのを入れますよね。そして、それを今度は古いのを処分するのにリユースとかやったのですか。お金、これただでやるのですか。料金に入っているのですか、入札とか何か。その点も詳しく、もし分かったら説明していただければ。いかがでしょうか。

○教育長（巖谷千裕君） 古舘室長。

○委員長（佐藤安美君） 古舘教育指導室長、どうぞ。

○教育指導室長（古舘弥之君） お答えします。

そちらの費用は、ちょっと別になっておりますので、そういったところはまた予算計上とさせていただきながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐藤安美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

3 項中学校費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

4 項社会教育費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

5 項保健体育費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで歳出の審査を終わります。

これから歳入に入ります。14款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

15款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

18款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。これで第2表を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第 7 号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（佐藤安美君） 議案第 7 号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第 7 号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、一般被保険者過誤納還付金に対応するための予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。最終ページ、7 ページを御覧願います。7 款 1 項 1 目 22 節で一般被保険者過誤納還付金 110 万円を計上しております。これは、国保加入者が社会保険に加入したにもかかわらず、国保の資格喪失手続きを行っていない方が一定数いるため、資格喪失の届出勧奨等を行いまして、保険資格情報の適正化を図った結果、過年度分の還付が発生したものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。前のページ、6 ページにお戻り願います。6 款 1 項 1 目前年度繰越金で 110 万円の増額計上により財源調整をお願いしております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 7 号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第8号 令和8年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（佐藤安美君） 議案第8号 令和8年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第8号 令和8年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、令和8年8月の介護報酬改定に対応するための予算を計上したものでございます。

初めに、歳出でございますが、最後のページ、7ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費、12節で介護保険システム改修委託料54万3,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。7款1項1目繰越金で、前年度繰越金54万3,000円の増額計上により財源調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第9号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（佐藤安美君） 議案第9号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第9号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、北山崎と龍泉洞の周遊を目的とした観光案内看板を設置するための予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと思います。最後のページ、7ページになりますけれども、1款1項1目一般管理費、14節で観光案内看

板設置工事137万3,000円を計上しております。これは、本町が北山崎地内に、田野畑村が龍泉洞園地内にそれぞれ案内看板を設置し、観光の広域連携を図るものでございます。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。2款2項1目観光費県補助金で、地域経営推進費事業291万5,000円を計上しております。これは、申請を行ってございました2事業において補助金交付が決定となりましたので、予算化するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで席替えを行います。

◎議案第10号 令和8年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（佐藤安美君） 議案第10号 令和8年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第10号 令和8年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和8年度から9年度にかけて計画しております岩泉浄化センター改築更新事業について、国庫補助金の配分が少額となったため、この財源を国庫補助金から建設改良債に組み替えるための補正となっております。

それでは、5ページから載せております令和8年度岩泉町下水道事業会計補正予算事項別明細書により説明させていただきますが、先に6ページからの資本的収支から説明させていただきます。1款1項1目1節建設改良債ですが、補正額9,000万円で、下水道事業債と過疎対策事業債それぞれ4,500万円としています。また、4項1目1節国庫補助金がマイナス9,003万円としています。これは、年度当初に国に申請した社会資本整備総合交付金の配分が少額になったことから、建設改良債により財源措置しようとするものであります。

次に、5ページの収益的収支の収入についてですが、1款2項3目1節消費税及び地方消費税還付金に818万5,000円計上しております。これは、ただいま説明しました国庫補助金は消費税が課税される収入、建設改良債は消費税が課税されない収入であるため、これらの消費税額算定の影響を補正するものです。

1ページにお戻りいただきたいと思います。今回の補正に係る総額ですが、第2条、収益的収支の収入を818万5,000円増額し1億8,614万円、第3条、資本的収支の収入を3万円減額し2億7,496万3,000円としております。また、3条の条文の中ほどから記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3,157万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,059万2,000円、引継金1,098万2,000円で補填することとしています。第4条ですが、先ほど説明しました企業債補正について定めております。

少し飛びまして、7ページをお開きください。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により1,014万7,000円減の1億6,345万6,000円を予定しています。

次のページ以降には、令和7年度末の貸借対照表及び令和8年度末の予定貸借対照表、令和7年度損益計算書、令和8年度予算の注記をおつけしております。また、13ページには、当初予算でお認めいただいた令和8年度から9年度までの継続費について補正後のものをおつけしておりますので、併せてご確認ください。

最後に、今回の補正予算は、ただいまご説明したとおり、国庫補助金の配分が少額となったことによるものであり、これについて検討はしましたが、岩泉浄化センターは平成11年度に供用開始し、既に26年以上が経過しており、今後も安定的に施設を維持管理していくためには必要な工事であるということ、それから過疎債を充当することにより、補助金と同等とまでは言えませんが、交付税での措置があることから、財源を組み替えて実施しようとするものとなっております。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（佐藤安美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、第2条から第4条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に合わせて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第4条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に合わせて質疑の対象とすることに決定いたしました。

これから質疑を行います。第2条、収益的収入及び支出の補正から第4条、企業債の補正までの審査を一括で行います。

なお、5ページからの事項別明細書と7ページからの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐藤安美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（佐藤安美君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時16分）

岩泉町議会委員会条例第 27 条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和 8 年第 2 回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

佐 藤 安 美
